

交通遺児激励金のご案内

鳥取県社会福祉協議会では、交通事故によりかけがえのないお父さん、お母さんを亡くされた交通遺児（当年度高等学校卒業まで）の方に対する激励金の支給事業を行っています。

❁ 対象世帯の所得制限はありません

❁ 当年度高等学校等卒業までの乳幼児、児童、生徒で下記に該当する方へ支給します。

❁ 対象者 ❁

○父母（「養子縁組をした場合にあっては、養父母とする」以下同じ）

又はそのいずれかが交通事故により死亡、又は父母が重度の後遺症を存することとなった者（父母のいずれかが交通事故により死亡した後において、その配偶者が再婚した場合を除く。但し、当年度内に限り該当する。）

○父母が死亡した後に、その他親族等に扶養されていたもので、当該親族等が交通事故により死亡、又は当該親族等が身体に重度の後遺症を存することとなった者。

❁ 激励金支給基準（1人につき）❁

- ① 翌年度4月に小学校入学予定の幼児
..... 50,000円
- ② 翌年度4月に中学校入学予定の児童
..... 50,000円
- ③ 当年度末に中学校卒業予定の生徒
..... 50,000円
- ④ その他（①～③を除く）児童・生徒
（現小・中学生）
..... 20,000円
- ⑤ 幼稚園・保育園・在宅を含めた全ての乳幼児
..... 20,000円
- ⑥ 当年度末に高等学校卒業予定の生徒
..... 70,000円
- ⑦ 高校1・2学年の生徒
..... 30,000円

寄付金を受け付けます

申請等に関するご相談は下記へお問い合わせください

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会・福祉振興部

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

県立福祉人材研修センター内

TEL0857-59-6344 FAX 0857-59-6340

E-mail vc@tottori-wel.or.jp

URL <http://www.tottori.wel.or.jp/>

